

70歳から74歳の方の医療費の自己負担割合が変わります

これまで、70歳から74歳の方が病院などで支払う自己負担の割合は、特例により1割負担に据え置かれてきましたが、平成26年度から、新たに70歳になられる方から2割負担に変わります。
 なお、平成26年4月1日までに70歳以上になられた方は、1割負担のまま据え置かれます。
 ※現役並み所得のある方の自己負担の割合は、3割です。

国民健康保険に加入中の70歳から74歳の方で、現在お使いの保険証に(平成26年3月31日までは1割)と書かれている保険証をお持ちの方には、(特例措置により1割)と書かれた保険証を3月中旬に郵送していますので、ご確認ください。

【問い合わせ先】健康対策課 健康増進室 ☎68-5536

昭和19年4月1日以前生まれの方



1割負担のままです。

例) 3月2日に70歳になられた方は、3月は3割負担で、4月から1割負担に変わります。

昭和19年4月2日以降生まれの方



70歳の誕生日の翌月(1日生まれの方はその月)から2割負担になります。

例) 4月2日に70歳になられる方は、4月は3割負担で、5月から2割負担に変わります。

鳥取県の最低賃金

1時間あたり664円

平成25年10月25日発効

鳥取県の最低賃金は、業種や規模、常用、臨時、アルバイト、パートなどの雇用形態にかかわらず、鳥取県内の事業所で働く全ての労働者とその使用者に適用されます。

ただし、特定の産業で働く労働者には、下表の特定最低賃金が適用されます。

特定(産業別)最低賃金

特定の産業	最低賃金額
電子部品、デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1時間あたり 738円 平成26年1月9日発効
各種商品小売業	1時間あたり 697円 平成25年2月7日発効

※作業内容により、例外があります。詳しくは、お問い合わせください。

【問い合わせ先】
 鳥取労働局 ☎0857-29-1705
 米子労働基準監督署 ☎34-2231
<http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

国民年金保険料学生納付特例

国民年金保険料を納付することが困難な学生は、申請することにより、在学中の納付が猶予される納付の特例を受けることができます。この申請は、年度ごとに毎年必要です。

現在、学生納付特例承認中の方には、社会保険庁から平成26年度分の申請書用ハガキが送付される予定です。

4月以降に初めて申請をされる方は、下記のとおり手続きしてください。

申請に必要なもの

学生証の写し(両面)または在学証明書
 認印
 基礎年金番号がわかるもの(年金手帳、納付書など)

納付特例が承認された年度分の保険料は、10年以内なら遡って納付できます。納付を希望される方は、年金事務所へお問い合わせください。



【問い合わせ・申込み先】 米子年金事務所 ☎34-6111
 米子市西福原2丁目1-34
 住民課 ☎68-3115
 分庁総合窓口課 ☎62-0711

後期高齢者医療平成26、27年度の保険料率決定



後期高齢者医療では、2年ごとに保険料率の見直しを行っています。

今回は、被保険者数の増加や、医療の高度化などに伴う医療給付の支出が伸びていることから、保険料の引き上げを行うこととなりました。

被保険者の皆様にはご負担をいただくこととなりますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

平成26、27年度の保険料率

	均等割額	所得割率	賦課限度額
現行(平成24・25年度)	40,773円	7.71%	55万円
改定(平成26・27年度)	42,480円	8.07%	57万円

平成26年度における保険料負担軽減について

所得が一定以下の方については、従来どおり軽減措置が適用されます。

①均等割額の軽減

軽減割合	世帯主と被保険者の総所得(収入)金額など	軽減後均等割額
9割	【基礎控除額(33万円)を超えない世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)】の世帯	4,248円
8.5割	【基礎控除額(33万円)】を超えない世帯のうち、9割軽減に該当しない世帯	6,372円
5割	【基礎控除額(33万円)+24万5千円×世帯の被保険者数】を超えない世帯	21,240円
2割	【基礎控除額(33万円)+45万円×世帯の被保険者数】を超えない世帯	33,984円

②所得割額の軽減

所得割額を負担する方のうち、賦課のもととなる所得金額(基礎控除後の総所得金額)が58万円以下の方は、所得割額が5割軽減されます。(年金収入のみの場合、年金収入の額が211万円以下の方)

③被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険(健康保険組合や共済組合など)の被扶養者だった方は、所得割額はかからず、均等割額が9割軽減されます。

【問い合わせ先】健康対策課 健康増進室 ☎68-5536

平成26年度 国民年金の保険料

平成26年4月分から平成27年3月分までの国民年金保険料が決定しました。

月額 15,250円(定額)

【問い合わせ先】 住民課 ☎68-3115
 分庁総合窓口課 ☎62-0711
 米子年金事務所 ☎34-6111

国民年金保険料の納付の方法は、口座振替、クレジットカード納付、金融機関・郵便局・コンビニなどの窓口での納付があります。

口座振替には、月々50円が割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い前納制度もありますので、大変おトクです。

また、国民年金保険料の納付が難しい場合は、免除などの申請が可能です。

その他、この保険料に少しだけ多く保険料を納めることによって、将来の年金額を多く受け取ることができる付加保険料制度もあります。